

国 保 条 例 改 正 の 要 旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、それぞれの条文を整備するもの。

目次（第1章）、第1条

国民健康保険の都道府県化に伴う、市の国民健康保険運営の事務について整備をするもの。

目次（第2章）、第2条、第8条、第14条、第15条

国民健康保険運営協議会の名称に係る所要の整備をするもの。

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険の事務（第1条）</p> <p>第2章 <u>富士見市国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p> 第1章 <u>この市が行う国民健康保険の事務</u> （この市が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第1条 この市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> 第2章 <u>富士見市国民健康保険運営協議会</u> （富士見市国民健康保険運営協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>富士見市国民健康保険運営協議会</u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。次条において「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p> （1）～（4） （略）</p> <p> （保健事業）</p> <p>第8条 この市は、法_____第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 この市が行う国民健康保険_____（第1条）</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p> 第1章 <u>この市が行う国民健康保険</u> （この市が行う国民健康保険_____）</p> <p>第1条 この市が行う国民健康保険_____については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p> 第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> （国民健康保険運営協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下_____「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p> （1）～（4） （略）</p> <p> （保健事業）</p> <p>第8条 この市は、<u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p>

(1) ~ (4) (略)

2・3 (略)

第14条 この市は、世帯主が法_____第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 この市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法_____第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

(1) ~ (4) (略)

2・3 (略)

第14条 この市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 この市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。